

旭川工業高等専門学校教務規則

制定	昭和56. 3. 5 達第 4 号	
改正	昭和57. 3. 23達第 1 号	昭和62. 1. 23達第 6 号
	平成 5. 3. 11達第16号	平成16. 2. 10達第 8 号
	平成16. 4. 1 達第26号	平成18. 2. 14達第27号
	平成22. 2. 9 達第12号	平成24. 3. 9 達第23号
	令和 3. 4. 15規則第22号	
	令和 5. 3. 22規則第 2 号	
	令和 6. 11. 21規則第19号	

旭川工業高等専門学校教務規則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規則は、旭川工業高等専門学校学則（昭和37年制定。以下「学則」という。）第14条の規定に基づき、授業科目（以下「科目」という。）の履修（以下「履修」という。）、科目の修得（以下「修得」という。）、試験及び学業成績の評価並びに学年の課程の修了、進級（以下「進級」という。）及び卒業の認定等教務に関する事項について定めることを目的とする。

第 2 章 履修

(履修の定義)

第 2 条 履修とは、科目の授業に出席して、教員の指導の下に学習することをいう。

(履修科目)

第 3 条 履修すべき科目及び単位数は、学則別表第 1 に定める科目及び単位数とし、必修科目は全て履修するものとする。

2 原学年に留年した者は、履修計画を立て必要な科目を再履修しなければならない。

(選択科目の履修)

第 4 条 選択科目を履修しようとするときは、定められた期間内に履修の申請をしなければならない。

(履修の認定)

第 5 条 科目の履修は、出席状況、学習態度等を総合して学年末に認定する。ただし、科目の総授業時間数の 3 分の 2 以上出席していない場合は、原則として履修を認定しない。

2 留学のため学年の途中から休学し、翌年度以降年度の途中で復学する場合は、休学前及び復学後の期間を通算し、当該学年の履修を認定することができる。

第 3 章 試験

(試験の種類)

第 6 条 試験は、次の 3 種類とする。

(1) 定期試験

(2) 追試験

(3) その他の試験

2 定期試験は、各学期末に一定の期間を定めて行う。

3 追試験は、病気その他やむを得ない理由により、試験に欠席した者について、科目担当教員が必要と認めた場合に行い、評価上限は追試験を実施する要因となる試験の満点とする。

4 その他の試験は、科目担当教員が必要と認めた場合に随時行う。また、必要に応じ、いくつかの科目について、一定の期間を定めて行うことがある。

(試験の省略)

第7条 試験以外の方法によって学習の成績を評価し得る科目については、前条の規定にかかわらず、試験の全部又は一部を行わないことがある。

第4章 学業成績

(学業成績の構成)

第8条 科目の学業成績は、学習の成績と平素の成績を総合して評価する。

(学業成績の評価)

第9条 学業成績は、前期末及び学年末に100点法をもって評価する。

2 留学のため学年の途中から休学し、翌年度以降年度の途中で復学する場合は、休学前及び復学後の成績を総合して評価することができる。

(評価及び評定)

第10条 前条の評価は、次表の区分により5段階に評定する。

100点法評価	評定	内容
100～90	秀	特に高い程度に学習目標を達成し、平素の成績が特に優秀なもの
89～80	優	高い程度に学習目標を達成し、平素の成績が優秀なもの
79～70	良	学習目標を達成し、平素の成績が優良なもの
69～60	可	おむね学習目標を達成し、平素の成績が良好なもの
59～0	不可	学習目標の達成の度合いが不十分で、平素の成績が良好とは認められないもの

(評価の制限)

第11条 試験において、不正行為をした者については、その科目の試験の成績は0点とする。

2 履修不認定科目については、当該科目の学業成績の評価を0点とする。

3 進級を認定された者が未修得科目を修得した場合は、その科目の学業成績の評価は60点とする。

第5章 修得

(修得の定義)

第12条 修得とは、科目を履修し、かつ、学年（半期のみ開設の科目にあつては半期）の学業成績の評価が、60点以上に認定されることをいう。

(未修得科目の修得)

第13条 進級した者の未修得科目は、その年度に修得すべき科目に加えられる。ただし、選択科目の取扱いは別に定める。

第6章 進級及び卒業

(進級及び卒業の認定)

第14条 進級及び卒業の認定は、進級認定会議及び卒業認定会議の審議を経て校長がこれ

を行う。

(進級認定の要件)

第15条 進級の認定を受けるには、学年末において、次の各号の全てを満たしていなければならない。

- (1) 同一学年に1年以上修業していること。
- (2) 各学年において修得すべき科目を全て修得していること。ただし、未修得科目が3科目(選択科目を除く。)以内であり、かつ、別表に定める科目を該当学年で修得している場合はこの限りでない。
- (3) 原則として、その学年の出席すべき日数の3分の2以上出席していること。

(卒業の要件)

第16条 卒業の認定を受けるには、5年以上修業し、必修科目及び必要単位以上の選択科目を修得していなければならない。

(留年)

第17条 進級及び卒業が認定されない者は、原学年に留年する。

- 2 留年した者の当該学年における修得単位は有効とする。また、これら当該学年で修得した科目についても再履修できるものとし、再履修した科目の評価は、前年までに修得した際の評価と比較して上位の評価を最終評価とする。

第7章 雑則

(在学期間)

第18条 在学期間は10年を越えることができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、特別の事情があると校長が認めた場合は、在学期間を延長することがある。

(保護者等への通知)

第19条 前期末及び学年の学業成績は、保護者等に通知する。その他の学業成績は、必要に応じて保護者等に通知する。

(指導要録への記載等)

第20条 学年の学業成績は、評定をもって指導要録に記載する。

- 2 成績証明書等は、原則として評定によって表示する。

(細則)

第21条 この規則の実施について、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この規則は、昭和56年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行により、旭川工業高等専門学校成績考査内規(昭和37年4月1日)、教務上の心得(昭和52年6月8日)、教務上の心得について(昭和52年6月8日)、履修の認定(昭和52年12月26日)及び進級基準(昭和52年12月26日)はこれを廃止する。

附 則(昭和57. 3. 23 達第1号)

この規則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則(昭和62. 1. 23 達第6号)

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則(平成5. 3. 11 達第16号)

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成16. 2. 10 達第8号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16. 4. 1 達第26号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18. 2. 14 達第27号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成22. 2. 9 達第12号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24. 3. 9 達第23号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（令和3. 4. 15 規則第22号）

1 この規則は、令和3年4月15日から施行する。

2 改正後の第16条第1項の規定は、令和3年度入学者から適用し、令和2年度以前に入
学した者については、なお従前の例による。

附 則（令和5. 3. 22 規則第2号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6. 11. 21 規則第19号）

この規則は、令和6年11月21日から施行する。

別表（第16条関係）

（機械システム工学科）

学年	区分	授業科目
3年	専門科目	機械総合実習
4年	専門科目	創造実習

（電気情報工学科）

学年	区分	授業科目
3年	専門科目	電気情報工学基礎実験 II
4年	専門科目	電気情報工学実験 II

（システム制御情報工学科）

学年	区分	授業科目
3年	専門科目	創造工学基礎演習
4年	専門科目	創造工学

（物質化学工学科）

学年	区分	授業科目
3年	専門科目	有機化学実験
		生化学実験
4年	専門科目	工業物理化学実験